

N H K 受信料制度等検討委員会 第 4 回会合
諮問第 3 号「受信料体系のあり方について」
説明資料

平成29年 4 月 7 日

諮問第3号 受信料体系のあり方について

メディア環境や社会経済状況等の変化を踏まえ、受信料の負担の公平性や財源の確保等の観点から、世帯および事業所の契約・受信料免除の合理的なあり方等について、見解を求める。

1. 受信料体系の現状

1-1.放送法と受信料関係の各種規定の関係

放送法

【第64条第1項】

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第126条第1項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

【第64条第3項】

協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

【第64条第2項】

協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるものでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

国会で成立

日本放送協会放送受信規約

- ・ 放送法第64条第1項に定める契約の条項
 - 放送受信契約の種別
 - 放送受信契約の単位
 - 放送受信契約書の提出
 - 放送受信契約の成立
 - 放送受信料支払いの義務
 - 多数契約一括支払に関する特例（多数一括割引）
 - 団体一括支払に関する特例（団体一括割引）
 - 同一生計支払に関する特例（家族割引）
 - 事業所契約に関する特例（事業所割引）
 - 放送受信料の支払方法
 - 放送受信契約の解約
 - 放送受信料の免除
 - 放送受信料の精算
 - 放送受信契約者の義務違反
 - 支払いの延滞 など

日本放送協会放送受信料免除基準

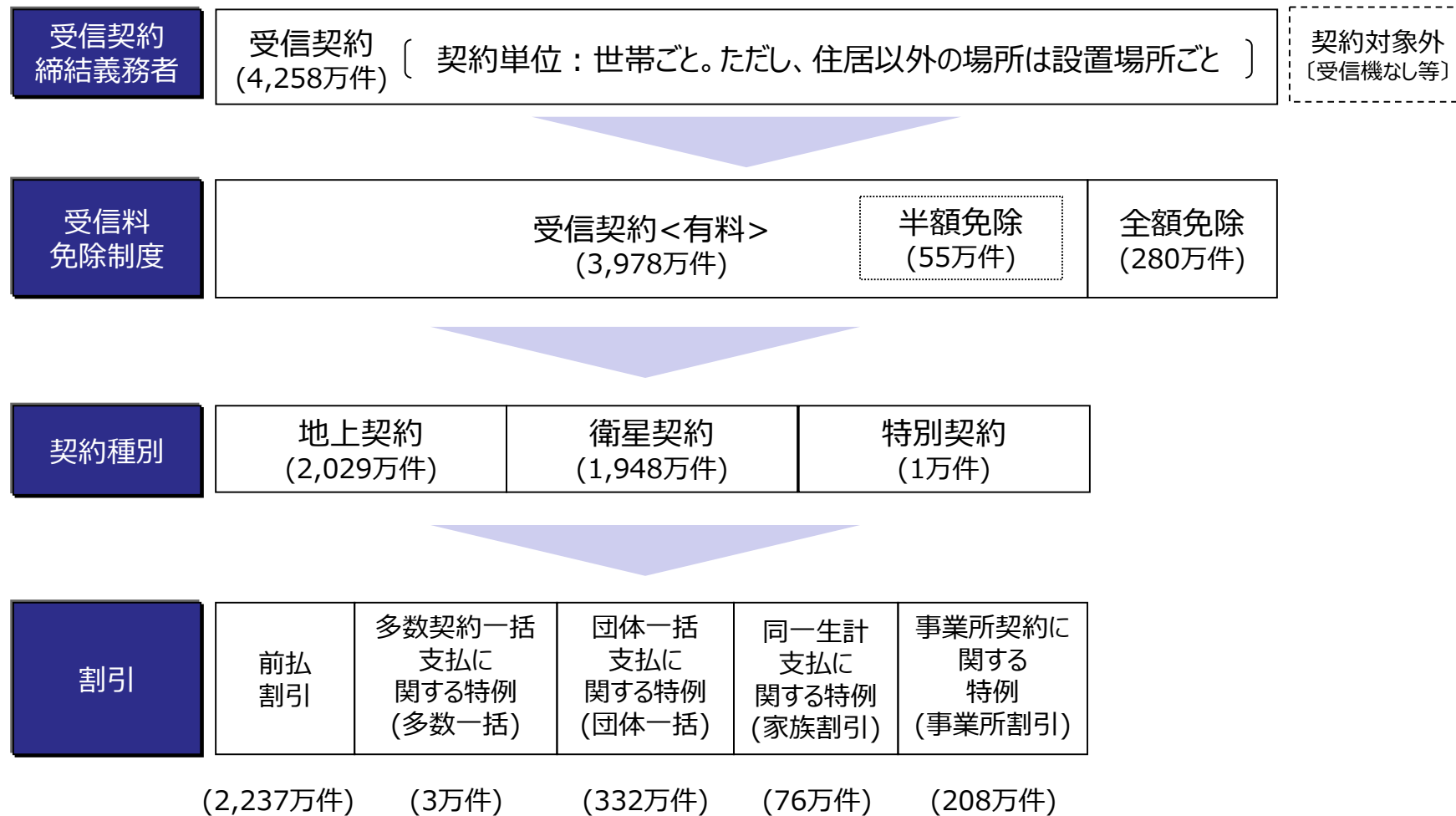
- ・ 放送法第64条第2項に定める受信料の免除の基準
 - 全額免除
（施設：社会福祉施設、学校）
（個人：公的扶助受給者、市町村民税非課税の障害者、社会福祉事業施設入所者、災害被災者）
 - 半額免除
（個人：視覚、聴覚障害者、重度の障害者、重度の戦傷病者）

経営委員会議決を経て、総務大臣が認可

ウェブサイトなどで広く一般に公表

1-2. 受信料制度概要

受信契約は、受信機の設置に着目して契約種別が設定されており、受信料については、支払特例（以下、割引）と免除の制度がある。



1-3. 契約単位の考え方

放送法

【第64条第1項】

協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。

受信設備の「設置場所」に着目して契約単位を定義

「住居」に設置された受信設備

「世帯」ごと

(同一生計の2以上の住居の場合、住居ごと*)

第2条

放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。

3 第1項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。

- 受信機の普及、契約確保の実現性、視聴者感情等を考慮し、社会的納得性を得られる契約単位として設定
- 「個人」ではなく、個人の属する「生活」の単位を単位原則としたと考えられる

「住居以外（事業所等）」の場所に設置された受信設備

「設置場所」ごと

(設置場所の単位は「部屋、自動車、またはこれらに準ずるもの」)

第2条

2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。

4 第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。

- 世帯の社会生活単位としての一体性を考慮するとともに、放送サービスの受益の態様などを考慮して設定
- 「受信機ごと」ではなく、受信機の属する事業所における「社会活動」の単位を単位原則としたと考えられる

* 世帯の定義については、国勢調査令を参考に規定

受信規約
(契約単位)

単位設定
の
考え方

【参考】「契約単位」の変遷

※改正部分赤字

年月	契約単位		備考
	住居	住居以外（事業所等）	
大正14年	聴取無線電話装置単位		東京放送局創設時
昭和7年4月	邸内単位	構内単位	
昭和23年7月	世帯単位 (携帯用は別契約)	聴取施設単位	
昭和25年6月	世帯単位 (携帯用を含む)	受信設備単位	放送法、受信規約制定
昭和37年4月～	世帯単位 (携帯用を含む)	設置場所単位	

1-4. 受信料免除制度

受信料の免除については、NHKの放送の普及という使命に照らして、教育的な見地や社会福祉の見地等に立脚しながら実施している。

(平成27年度末)

種別		対象	件数	総世帯に占める 件数割合*1	免除額*2
施設	全額免除	社会福祉施設	27万件	—	43億円
		学校 (小中学校等の教室)	54万件	—	81億円
個人	全額免除	公的扶助受給者	114万件	2.1%	174億円
		社会福祉事業施設入居者	15万件	0.3%	23億円
		市町村民税非課税の障害者	70万件	1.3%	124億円
	半額免除	視覚・聴覚障害者	13万件	0.2%	12億円
		重度の障害者	42万件	0.8%	40億円
		重度の戦傷病者	0.3万件	0.01%	0.3億円
合計			335万件	—	501億円

*1 平成22年国勢調査と、平成26年公表の「日本の世帯数の将来推計」(国立社会保障・人口問題研究所)等を基に算定

*2 金額は切り捨て表記

過去の廃止事例

放送の普及という所期の目的がおおむね達成されたこと、そして、施設については行政で負担すべきという国会の指摘もあり、逐次、施設に対する免除措置を廃止してきた。

昭和53年度		55年度	58年度	59年度	平成11年度
・職業訓練所	・公的医療機関	・大学	・高等学校	・公民館	・学校免除の一部廃止 (小中学校等の教室以外)
・青少年矯正教育施設	・図書館	・高等専門学校	・青年の家		
・刑務所等	・博物館等		・児童文化センター		

【参考】受信料免除の個別設定事由

	免除	受信料免除の個別事由
全額	社会福祉施設	広く放送の視聴を通じて公共に寄与するという見地から、教育および社会福祉関係の公共施設に対する必要が特に大きいと考えたことによる。
	学校	
	公的扶助受給者	受信に関する経済的負担を軽減し、国民すべてが等しく放送を受信することができるように措置する必要があると考えたことによる。
	市町村民税非課税の障害者	経済的事情および特殊な生活環境にあることを考慮したことによる。
	社会福祉事業施設入所者	経済的事情および特殊な生活環境にあることを考慮したことによる。
	災害被災者	公共企業体としての協会の性格に鑑み、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」その他の救済援護措置に照らし、震災、風水害その他これらに類する災害により相当の被害を受けた者に対して、受信料免除が必要であると考えたことによる。
半額	視覚、聴覚障害者	放送の受信が社会生活参加の有力な手段であり、かつ教養娯楽享受の源泉であること、ならびにそのおかれている社会的経済的特殊事情に照らし、あまねく放送受信の機会が及ぶよう、受信料免除が必要であると考えたことによる。
	重度の障害者	社会的、経済的特殊事情にあることを考慮したことによる。
	重度の戦傷病者	昭和29年度協会収支予算承認の際、衆議院において付された附帯決議に基づき、恩給法による不具廃疾者等に対して、受信料免除が必要であると考えたことによる。

2. 「NHK受信料制度等専門調査会」報告書

2-1. 「NHK受信料制度等専門調査会」報告書（平成23年7月）抜粋¹¹

◇受信契約の単位

多様な端末の普及という観点からは、「世帯」単位の契約の合理性も検討対象となり得る。理論的には、個人単位・端末単位の契約締結ないし受信料徴収という方式も考えられるが、低コストでの徴収や個人情報保護法の存在等を考えると、現在のところ、実質的な「世帯」をいかに定義するかとの議論に落ち着くのではないかと考えられる。

【報告書27ページ】

◇受信料の免除について

免除については、公共放送の根幹となる受信料の性格から見て例外として位置づけられ、また「契約」「義務対象」単位の負担の公平性を重視すべきことから、免除対象に関するNHKの裁量は極力排除すべきである、と考えられる。「健康で文化的な最低限度の生活」の保障（憲法25条）との関連でも、さらには公共放送の理念から見ても、経済弱者すなわち文化・情報弱者に限って、受信料免除を運用すべきであり、かかる方向は自立支援という公的扶助の本質とも、また近年の生活保護世帯の増加に鑑みても妥当なものと考えられる。

【報告書29ページ】

◇受信料の割引について

割引についても、免除と同様、受信料の性格・単位等を歪めない範囲で設定すべきであり、具体的には、徴収コストの還元等を中心に設計すべきであると考えられる。伝送路・受信端末が多様化するという環境変化のなかで、たとえば伝送路間で受信料額に格差を発生させ、契約者を特定伝送路へ誘引するというような、受信料の性格を歪める方向性は取るべきではないと考えられる。

【報告書29・30ページ】

◇受信料の免除・割引について

- 免除・割引はあくまで他の負担者による内部補助であるということも、あらためて留意されるべきものであろう。
- 免除・割引については、伝送路が多様化する「フルデジタル時代」を踏まえ、前項で示した「公平・中立・簡素」という原則が実現されていくことが望ましいと考える。具体的な実施に際しては、受信料額の検討のタイミングに合わせる等により、可能な限り、不利益変更（実質的負担増）を伴わないものとする必要があるであろう。

【報告書30ページ】

3. 海外の料金制度

3-1. 海外公共放送における支払単位

海外公共放送の料金制度における、住居に受信機を設置した場合の支払単位は下記の通り。（個人や受信機に着目した事例はない。）

	支払単位	「世帯」の定義
イギリス	世帯	“premises”（家屋）
フランス	世帯	生計を共にする者の集まり（夫、妻、子供など）
ドイツ	世帯	その部屋数に関わりなく、土地に固定し、建築構造上閉じている、次のような空間単位 1. 居住または睡眠に適しているか、またはそのために利用されており、かつ、 2. 独自の入り口を通り、共用階段部や共用空間または外部から直接に、他の住居を経由しなくても立ち入ることができるもの
イタリア	世帯	住居を共にする、婚姻・親族・養子縁組・後見・愛情等の関係を持つ者の集まり
韓国	世帯	“exclusive residential household”（居住専用住宅）

3-2. 海外公共放送における「世帯」

海外公共放送における、支払単位となる「世帯」の定義と含意、各種事例への対応は以下の通り。

凡例	同	別途の受信料 支払いは不要	別	別途の受信料 支払いが必要
----	---	------------------	---	------------------

	同一生計/同居の含意		各種事例		
	同一生計	同居	別住居	学生 (一人暮らし)	単身赴任
イギリス*1	×	○	別	別	別
フランス*2	○	×	同	同	同
ドイツ*3	×	○	別	別	別
イタリア*4	×	○	同	別	別
韓国*5	×	○	別	別	別
【参考】 日本	○	○	別	別	別

*1 TV Licensingの公式サイトより。同サイトでは“second (holiday) home”は別途支払いが必要としている

*2 公共放送負担税の収納が行われる単位は“Foyer Fiscal”（税制上の世帯）であるが、定義は「生計を共にする者の集まりであり、住居数（別荘など）等は問わない」とされている。フランス官公庁のポータルサイトより

*3 13ページに言及した定義を踏まえている

*4 RAIの公式サイトを参照。同サイトでは、「夫婦や子供が別の家で住民登録していた場合、それぞれの家で受信料を支払う必要がある」としているが、「夫婦が1つの家で住民登録し、他に家を持っていた場合、追加の受信料は支払不要」としている

*5 放送法施行令第39条では、「1世帯が『同じ居住専用住宅』（“exclusive residential household”）で2台以上受信機を持つ場合には、1台以外は免除対象と規定している

3-3.海外公共放送における「住居以外」

海外公共放送における「住居以外」に受信機を設置した場合の支払単位、料金体系は以下の通り。

	「住居以外」における支払単位	「住居以外」の料金体系
イギリス	施設 (種類・規模)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の種類等に応じて規定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 店舗および事務所：施設ごとに受信許可料 1 件 ➢ ホテル等の宿泊施設：15部屋まで 1 件、以降 5 部屋ごとに 1 件
フランス	機器 (台数)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3 -30台めまで30%割引、31台め以降35%割引 ■ 営業期間が 1 年に 9 か月以内の観光ホテルは合計から更に25%割引 等
ドイツ	施設 (種類・規模)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各営業所の従業員数に応じ、10段階の料金 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 料額が最低の場合：従業員数 0 ～ 8 人（放送負担金 1 / 3 件分） ➢ 料額が最高の場合：従業員数20,000人以上（放送負担金180件分） ■ ただし、ホテル等の宿泊施設・業務用自動車は、上記規定と別に、2 部屋（台）め以降、部屋（台）ごとに 1 / 3 件分
イタリア	施設 (種類・規模)	<ul style="list-style-type: none"> ■ テレビ受信料：ホテル等の格付・規模等のカテゴリ毎に定額 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 料額が最低の場合：テレビが 1 台のみの宿泊施設、研究所、学校 等 ➢ 料額が最高の場合：高ランク（5 つ星以上）かつ大規模（部屋数が100以上）のホテル ■ ラジオ受信料：カテゴリに係らず定額
韓国	機器 (台数)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 所有する受信機の台数に応じて支払い、割引の特例はなし
【参考】 日本	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業所は 2 件め以降50%割引

3-4. 海外公共放送における受信料免除制度

海外公共放送における受信料免除制度は以下の通り。

	免除制度	
	個人	施設
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護施設入居の障害者、60歳以上の退職者 等 (年7.5ポンド) ■ 視覚障害者 (半額免除) ■ 75歳以上の高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> ■ なし
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民税の免税者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放送局 ■ 教育施設 等
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 盲ろう者 ■ 連邦奨学金受給者 ■ 生活保護受給者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者向け公益施設等は従業員数に係らず料額は最大1/3 ■ 礼拝の目的に捧げられているものは全額免除 等
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 75歳以上かつ年収6713.98ユーロ以下の単身低所得者 	<ul style="list-style-type: none"> ■ イタリア軍の関連施設 (軍人病院、講堂等) 等
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活困窮者 ■ 国家功労者 ■ 難視聴世帯 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 老人厚生施設 ■ 保育施設 等
【参考】 日本	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公的扶助受給者 ■ 社会福祉事業施設入所者 ■ 視覚・聴覚障害者 (半額免除) ■ 重度の障害者 (半額免除) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉施設 ■ 学校

(注) 上記では主に、社会福祉的観点に重心を置く制度を挙げている